

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和5年8月4日(金)午後3時から

2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室

3. 会議に付した議案等

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 〇〇〇〇 外2件

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 〇〇〇〇

議案第19号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・農作業標準料金について
- ・農地パトロールについて

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、
新村 剛、杉本 久美子

(出席推進委員・8名)

黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、
開田 豊一、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、中屋 作之委員、石原 忠則委員を指名します。
これより議案審議に入ります。
議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件につ
いて事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第17号1番について朗読及び説明)
申請地は、〇〇〇番、田です。
申請地は、市道新富町・加島町線に面する農地です。
申請地は、これまで譲渡人が譲受人に維持管理を依頼し管理されてきま
したが、譲受人が自身の所有として申請地を取得する思いを持っておられ
ました。この度、令和5年4月施行の農地法の改正により、農地を取得す
る際の下限面積を5反以上としていた要件が撤廃されたことに伴い、譲受
人が申請地を取得可能になったものです。許可後は、これまで同様農地と
して維持管理していく予定としています。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

松井委員 譲受人につきましては、議案にも書いてある通り経営面積はありません
が、実家の田んぼを十数年奥さんと二人でやっておられることもあり、今
回の案件は特に問題ないと思います。

黒田推進委員 松井委員の言う通りで、特に問題ないと思います。維持管理していただ
ければいいと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局 (議案第17号2番について朗読及び説明)
申請地は、〇〇〇番 外1筆、畑と田です。
申請地は、市道杉本町内1号線に1筆挟んで面する農地です。
申請地は、これまで休耕地となっておりましたが、この度、〇〇〇のアー

トに居住している譲受人が、庭付きの中古住宅を求めていたところ、申請地に隣接する譲渡人が所有する中古空き家住宅を取得されたことに伴い、隣接する申請地をハーブや春菊、ミニトマト等の家庭菜園として取得し、畑に復元して活用していく予定としています。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 先日浦田委員と現地確認してきました。居住する場所の真裏にあり、水稲には向かない場所だと思います。家庭菜園をするということで特に問題ないと思います。

浦田推進委員 石原委員と現地確認してきましたが、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。

職務代理 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 17 号 3 番について朗読及び説明)
申請地は、XXXXXXXXXX、田です。
申請地は、市道上梅沢下梅沢線に面する農地です。
申請地は、極細の不整形地で休耕しており、現在隣接地に譲受人の住居が建設中です。この度、まもなく譲受人の住居が完成することに伴い、住居の庭スペースの一部と今回申請地を一体的に家庭菜園とすることを計画し、今回申請地を農地として取得することとしたものです。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 地図の申請者住居と書いてある所には既に住居が建っています。申請地と隣接する田んぼとの間には細い水路があり、区別されています。家庭菜園をされるということで特に問題ないと思います。

開田推進委員 現地確認してきました。今ほど説明のあった通りで、宅地並びに家庭菜園を予定されている土地の周りは用排水路の完備が完了しておりますので異常ないと思います。異論ございません。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

黒田推進委員 農地法 3 条全体に関する質問だが、田んぼを所有している人でなくても、家庭菜園や維持管理していくとして、譲り受けも可能になったが、そうすると海外の人も所有が可能になるのか。

事務局 農地法の規定に基づきますと、農地を取得する際の要件として、国籍要件は含まれていないため、海外の方も取得可能となっておりますが、今ほど国の通知により、外国人による制限のないような農地の取得が目立ってきているので、今後、3 条の許可申請をする際には、国籍も記入するようにと通達が来ていますので、近いうちに改正があるものと思われます。

黒田推進委員 日本国籍であれば、都会に住んでいても滑川市の農地が取得できるということか。

事務局 ただし、農地法 3 条の規定の中には耕作要件がありまして、取得する農地をすべて自分で耕作するのかという点でも確認することになりますので、例えば首都圏に住んでいる人が農地を取得するという申請があっても、現実的に滑川に通って耕作する見込みがなければ、農業委員会で許可しないということも考えられます。

黒田推進委員 今回、1 番の案件で維持管理するということで許可したので、質問した。

事務局 1 番の案件の譲受人は、滑川市内の譲り受けた農地の近くにお住まいの方で、申請地については、これまでも維持管理されてきたところで、自分の所有にされて今後も維持管理されるということで特段問題ないと考えています。

黒田推進委員 (滑川市と)全く関係のない人が維持管理すると言ったら、それは許可できないということでしょうか。

事務局 耕作要件を満たしていないと判断すれば、許可しないということも考えられます。

職務代理 ほかにご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

では、進行を会長へお返しします。

会 長 続きまして、議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第 18 号 1 番について朗読及び説明)
申請地は、市道駅南区画 9 号線に面する農地です。
申請地は、用途地域内(第 1 種住居地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、一般住宅敷地です。
譲受人夫婦は現在[]の夫の実家に居住していますが、夫婦の両親の生活を支えることも考え、夫婦で独立して住居を構え、妻の実家がある滑川市内で、かつ運転免許証を返上した場合の公共交通機関の利用を考え、[]駅から徒歩 5 分圏内で候補地を探していたところ、今回申請地が関係者の同意を得られ、価格面・生活面から適地であると判断し、申請されたものです。
隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、集水桝に集約し、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

澤田委員 先日、現地確認してきました。周りは住宅化しており、特に問題ないと思います。

石黒推進委員 先日、澤田委員と現地確認してきました。申請地は雑草が生い茂っていましたが、農地としては生かせない場所と思われ、周りも住宅化しており、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 続きまして、議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 5 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。

農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、改正前の同法 18 条第 1 項の規定により、6 ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。

7 ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 1 件、借り手 1 件で、面積合計は 1,714 m²で、前回からの更新になります。詳細は 8 ページに記載のとおりで、[]が所有する農地 4 筆を[]に貸し付けて、[]が耕作する権利を有するための公告を行うための議案となります。この利用権の契約については市の農業公社で相対契約書を作成し、契約の案件があれば月ごとに取りまとめ、市農業委員会に提出があるものです。通常であれば水稻の閑散期である 11 月～翌 3 月に開催する総会で多くの件数をご審議いただき、4 月～10 月頃までは件数はあまりありません。

会 長 この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- ・農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・農作業標準料金について
- ・農地パトロールについて

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 45 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員